

令和8年度松本市次世代環境アクションリーダー養成事業運営業務
公募型プロポーザル提案説明書

1 事業趣旨

松本市は2050年ゼロカーボンシティ実現を標榜しており、令和7年3月に策定した、ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと（以下アクションプランという。）を事業推進の中軸に位置付けている。研究機関、行政、無作為抽出で選任された市民で構成された気候市民会議で策定されたアクションプランは、実践的且つ平易な文章で記載されており、市民に分かりやすく訴求できることが特徴である一方、現状、市民の認知度向上と市民行動変容の促進が課題である。

本事業は、環境課題に関心を持つ高校生・大学生等の若者を対象として、アクションプランに記載のアクションの実践者として、また、自身のアクションにより、市民を巻き込み、行動変容を促す存在となるべく、環境や情報発信手法等、実践的スキルを習得する講座を開催し、市民の行動変容を促すゼロカーボン市民アクションリーダー（以下アクションリーダーという。）として養成する。

また、コミュニティマネージャーの配置により参加者に継続的な成長機会を提供する。加えて、先行参加者（第1期生等）が後続参加者（第2期生等）に対して指導・助言を行う期生間継承（ピア・メンタリング）体制を構築することで、知見および実践的スキルを組織的に蓄積・継承し、2050年ゼロカーボンシティ実現を見据えた当該コミュニティの長期的な維持・発展を図る。

以上の事業によって、次世代を担う若者の立場からアクションプランを活用した市民のゼロカーボン意識向上と行動変容を促進することを目的とする。

なお、本事業は2050年ゼロカーボンシティ実現を見据え、今後、参加者への支援内容を変えながら長期間実施することを想定していることを申し添える。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度松本市次世代環境アクションリーダー養成事業運営業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度松本市次世代環境アクションリーダー養成事業運営業務委託仕様書（案）」のとおり

4 業務委託料上限額

6,430,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 企画提案を求める内容

(1) 事業の基本方針

ア 国内外におけるゼロカーボンやサステナビリティの動向やまつもとゼロカーボン実現計画及びアクションプラン等を十分理解・分析したうえで、事業全体の方針や取組みの考え方を明らかにし、企画の提案を行うこと。また、以下の観点を意識すること。

(ア) 市民のゼロカーボン認知度向上と行動実践が課題であること。

(イ) 一般的に環境問題に関心を持つ若い世代が増加しているが、実際の地域課題参画機会や主体的情報発信機会が限定されていること。

(ウ) 次代を担う若者が率先して行動実践し、若者目線での訴求を狙うこと。

(エ) 本事業を長期的、継続的に実施することが、2050年ゼロカーボンシティ実現の推進力となること。

(オ) 若年層の都市部流出が地域の持続性に影響を及ぼすため、本事業を通じて将来的な市内での就業・起業、帰郷等による地域貢献が期待されること。

(カ) 本事業では1期生を募集し、養成の機会を設定する。次年度以降も2期生、3期生として参加者を同程度募集し、養成の機会を提供する予定であるが、コミュニティ化による期間でのノウハウの継承等により段階的に自走化を促しつつ、本市として必要な支援を行う予定であること。

(2) 養成講座運営事業

ア 参加者募集戦略の実効性

10名から15名程度のアクションリーダーを確保するための、複数の募集チャネルと訴求戦略を示すこと。また、通年募集における途中参加者へのフォローアップの内容を示すこと。

イ 養成講座のカリキュラム・講座設計

体系的な講座、例えば、環境知識、伝達力、実行力、発信力、ネットワーキング、倫理性等といったアクションリーダーとして行動実践し、活動していくために必要なスキルを段階的に習得できるカリキュラムについて、多様な領域の講師や体制を示し、提案すること。

(アクションプランや市の環境に関する取組み等の講座がある場合、市が講師となることは可とする)

ウ 養成講座の実施頻度

月に1度程度の定期的な開催を基本とするが、より効果的な開催頻度、開催手法がある場合は提案すること。

(3) コミュニティ運営業務

ア コミュニティマネジメント人材の確保及びコミュニティ運営業務は(一財)松本ものづくり産業支援センターへ委託すること。なお、以下を提案要素とする。

イ その他、自社独自のコミュニティ運営に必要な提案があり経費が必要な場合は別に計上し、

提案すること。

ウ コミュニティ内における知見及び実践スキルの体系的蓄積並びに世代間継承が促され、参加者同士のコミュニティへの帰属感を高める具体的な工夫があれば示すこと。

(4) 情報発信活動支援事業

ア 取材及びコンテンツ開発

(ア) 参加者が主体的に企画から取材を行うことができるよう工夫をすること。また、取材した内容を記事コンテンツとして市の公式サイトに掲載する一連の流れが機能するための、コミュニティ運営業務と連動した、段階的な支援内容・支援体制を示すこと。

イ SNS・メディア運用・配信戦略

(イ) 市公式サイト内のランディングページ（記事格納サイト）の構成を提案し、必要に応じてクリエイティブを作成・提案すること。

(イ) メディア配信におけるリーチ・エンゲージメント向上に向けた工夫を提案すること。

なお、市が提供できる公式媒体は以下のとおりである。

市公式サイト、LINE、Note、X（旧 Twitter）、インスタグラム、Facebook

ウ 本事業独自のSNS、メディア運用等、その他効果的と思われる情報発信媒体があれば提案すること。

(5) アクションリーダー交流会・成果報告会開催事業

ア 交流機会を通じた参加者の意欲喚起・ネットワーク形成策

環境起業家、環境インフルエンサー、企業の環境活動推進者等の既に環境やサステナビリティ関連で活躍をしている人物（アクションリーダー）の招請予定者をフォロワー数、実績等、影響力等について明示したうえで、具体的に提案すること。

イ 参加者による成果発表と市民への訴求のための成果報告会の企画・運営

報告会を通じて、市民、関係企業、市職員、対外的に成果を波及させるための手法を提案すること。

(6) 次年度以降の本事業の展望について

貴社が次年度以降も本事業を受託した場合の貴社が考える支援・展開方法等があれば、端的に示すこと。

(7) 実施体制及び遂行能力等

ア 当該業務に活かすことができる過去の類似業務として6(7)のとおり実績を示すこと。

イ 本事業を効果的にかつ確実に実施するためのスケジュール及び執行体制を示すこと。

(8) その他

ア 専門用語には、専門知識の無い者にも分かるよう簡単な説明を付記するなど、平易な言葉で書き表すこと。

イ なお、実施期間については、プレゼンテーション審査後、契約締結まで20日程度の時間を要することに留意し設定すること。

6 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。
- (7) 参加者は、直近5年以内に企業・教育機関・NPO・自治体等の受託の元、以下の全ての実績を有すること。代表者がいずれかの実績を欠く場合、構成員にて以下の実績を満たすこと。
 - ア 若年層向け育成・研修の企画・運営実績
高校生・大学生等の若年層を対象とした育成または研修プログラムを企画・運営した実績を有すること
 - イ コンテンツ制作およびデジタルメディア運用の実績
取材・記事制作、動画制作・編集、及び SNS や Web 媒体での配信運用（企画・制作・公開・効果測定）の実績を有すること。
- (8) 複数者が協力して参加する場合、(1)から(6)については構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 企画提案の公募開始	令和8年4月 1日（水）
イ 質問書の提出期限	令和8年4月13日（月）正午まで
ウ 質問書に対する回答	令和8年4月16日（木）正午 ※
エ 参加申込書提出期限	令和8年4月17日（金）正午まで
オ 参加資格審査及び結果通知	令和8年4月22日（水）※
カ 企画提案書提出期限	令和8年5月14日（木）正午まで
キ プレゼンテーション審査	令和8年5月29日（金）※

※ 予定が前後する場合もある。

(2) 参加表明書の提出

下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、令和7年度の松本市入札参加資格（令和7年6月1日～令和8年5月31日）を有する者は、ウ～クについて提出を省略できる。

ア 参加表明書（様式4）

イ 誓約書（様式5）

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

オ 国税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※未納の税額がないことがわかる証明書

カ 市税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※ 松本市内に事業所を有する場合、未税の税額がないことがわかる証明書

キ 財務諸表（提出日から直近のもの）

ク 印鑑証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※ 印鑑証明書と契約等に使用する印鑑が異なる場合、使用印鑑届（様式8）を提出すること。

ケ 6(7)に係る実績がわかる資料（成果報告書や実施報告・代表的な制作物の URL 等）

(3) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問書（様式7）に質問の要旨を簡潔に記入し、質問受付期間内に電子メールで送信するものとする。

質問を受けた場合は質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

メールのタイトルは「(団体名) 令和8年度松本市次世代環境アクションリーダー養成事業運営業務質問書」とする。

(4) 企画提案書の提出

下記の提出書類ア～オについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により、必要部数（イ、エ、オについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部）及びPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。

なお、「エ見積書」の内訳書及び「オ業務実施スケジュール」については企画提案書の中に記載すること。

ア 提案書類提出書（様式1）

イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め、目次及び各ページ数を付記）

ウ 提案見積書（様式2）

エ 上記ウの内訳書（様式任意）

オ 業務実施スケジュール（様式任意）

カ 業務協力予定書（様式3）

※ 共同提案を予定している場合のみ

(5) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。
- カ 審査の公正を期すため、社名無しの企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、参加者を特定できる表示を付さないこと。
- キ 企画提案書内に、8(1)評価項目がどのページに該当するかを記載すること。

8 選定方法

「令和8年度松本市次世代環境アクションリーダー養成事業運営業務企画競争実施委員会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

(1) 評価項目及び内容

- ア 技術評価（900点満点）
- イ 価格評価（100点満点）

評価項目	評価内容	評価点
1 事業の方針 (計100点)	市及び国内外におけるゼロカーボン・サステナビリティの動向や、まつもとゼロカーボン実現計画の内容及びゼロカーボン市民アクションプラン in まつもとの位置付けを十分理解したうえで、本事業の趣旨を理解し、事業の全体方針を提案しているか。	50
2 募集及び 養成講座の運営 (計400点)	募集にあたり参加希望者の特性に合わせた手段が工夫されているか。また、途中参加者へのフォローアップの体制がとられているか。	100
	参加者自らが、ゼロカーボン市民アクションプランの50の具体的アクションの先行実践者として行動実践ができるよう、環境等のカリキュラムの工夫がされているか。	150
	体系的に講座内容が示されており、実践的なスキル習得が実現されるカリキュラムの工夫がされているか。	150
3 コミュニティ 運営 (計100点)	ものづくり産業支援センターへ委託するコミュニティマネージャーの他に、自社独自のコミュニティマネージャー候補者の提案等、参加者コミュニティへの支援体制の工夫があるか。	50
	コミュニティ活動継続のための工夫があるか。	50

4	情報発信 活動支援 (計100点)	市公式サイト内に制作するランディングページの構成内容の提案は訴求力があるか。	50
		企画からコンテンツ制作までの一連の流れを支援するための体系化された体制が示されており、記事の企画段階から参加者の主体性を引き出す工夫があるか。	50
5	アクションリーダーとの 交流・成果報告 会 (計100点)	想定アクションリーダーが具体的に特定されており、参加者に訴求できる人選となっているか。	50
		成果報告会開催後、市民、市内企業や庁内等の関係者に広く成果や参加者のメッセージを波及させる工夫があるか。	50
6	業務遂行能力 (計100点)	過去に同様の業務・事業に取り組んだ経験など、十分な業務実績があるか。また、事業を効果的に実施するための工程表及び危機管理も含め、迅速かつ確実に事業を遂行できる体制となっているか。	100
7	独自性 (50点)	提案者が独自に必要な・効果的と考える事柄がある場合に、本事業内への追加の提案があるか。	50
技術評価 合計			900
評価内容			評価点
(最低提案見積額/当該提案見積額) × 100点			100

(2) 参加資格の確認

- ア 「6 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行う。
- イ 参加資格の確認結果は、確認後速やかに参加表明書提出者全員に通知する。
なお、提案者が4社以上の場合、書面審査を実施する。書面審査は、提出書類に基づき、6(7)に係る実績がわかる資料に基づき評価を行う。
- ウ 書面審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(3) プレゼンテーション審査

- ア プレゼンテーション審査により契約候補者を選定する。なお、書面審査を実施した場合、書面審査通過者のみが参加可能となる。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ プレゼンテーションは1企画提案者あたり約35分（提案説明20分、質疑応答15分）を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する場合がある。
- エ 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の6割とする。
- オ 提案者が1者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。
- カ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。
- キ 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意す

ること。

ク 審査は松本市内での対面実施を基本とするが、不測の事態が発生した場合にはオンラインでの実施を検討する。

(4) 契約候補者の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と契約候補者による協議により決定するため、企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(5) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

10 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

1 3 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例(条例第7条2号)に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。
- (5) 国内外の情勢により、業務の一部停止を行う場合が生じるので留意すること。

1 4 問合せ先

担 当 松本市環境・地域エネルギー課 大野
住 所 〒390-8620 松本市丸の内3番7号
TEL 0263-34-3268
FAX 0263-34-3202
メール s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp